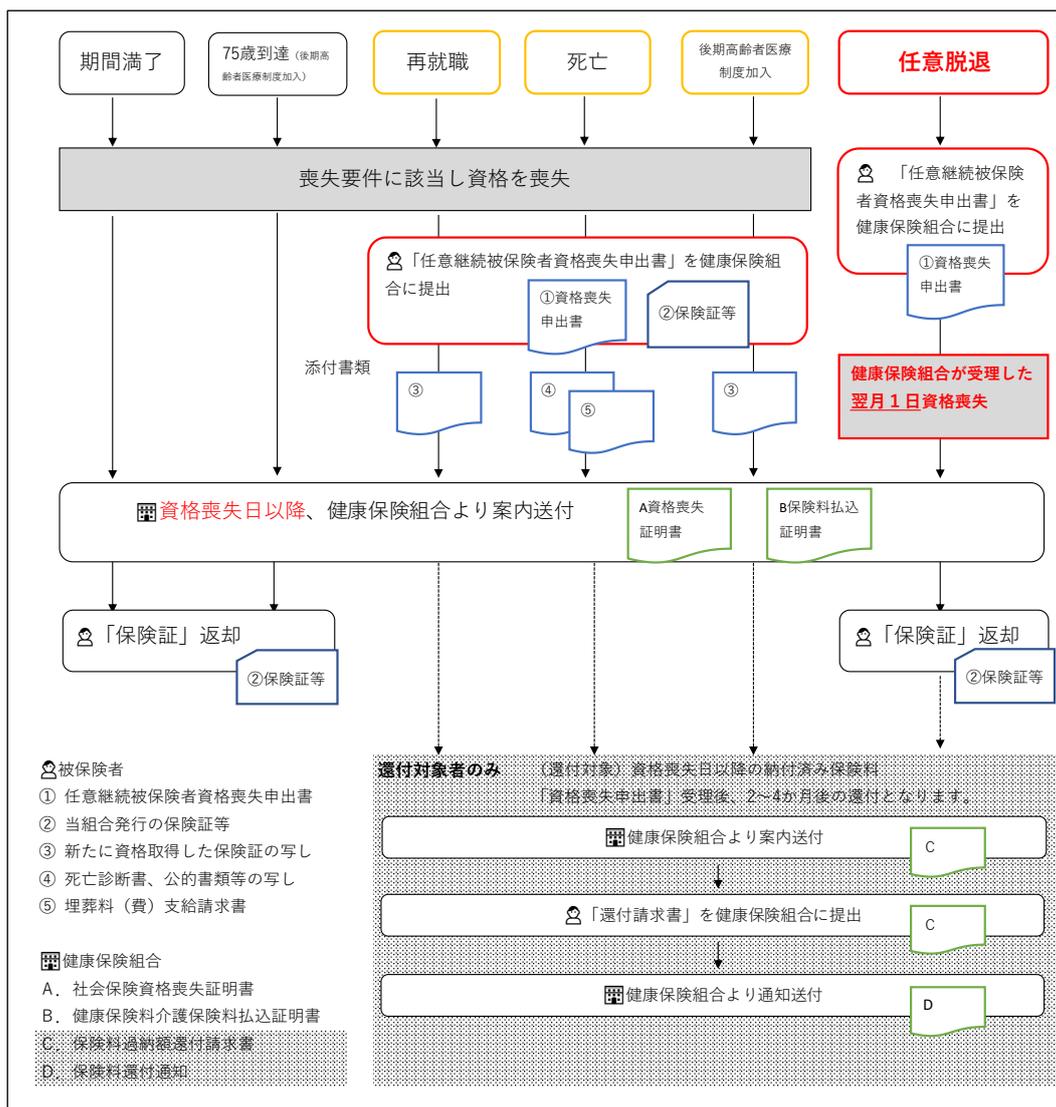


資格の喪失について

被保険者の方が以下の要件に該当された場合、任意継続の資格がなくなります。
喪失事由により手続き方法が異なります。下記参照のうえお手続きください。

資格喪失された場合は、発行されていた全ての保険証等を健康保険組合に返却してください。



「納付期日までに保険料を納付しなかった」場合は、組合より通知します。

申出用紙は、ホームページからダウンロードしてください。

ホームページの閲覧が困難な場合は、お手数ですが当組合へご連絡をお願いします。